



# I 平成30（2018）年度児童相談センター相談実績

## 1. 相談の状況

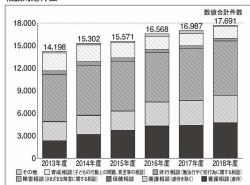
### (1) 相談対応件数

児童相談センターにおける平成30年度中の「相談対応件数」は17,691件で、前年度に比べ704件（+4.1%）の増加となっています。

相談種別ごとに見ますと、障害児に関する「障害相談」が7,227件で全体の40.9%を占めており、以下、「養護相談（虐待）」4,731件（26.7%）、「養護相談（虐待を除く）」3,633件（20.5%）の順となっています。

前年度と比較しますと、「養護相談（虐待）」が367件（+8.4%）、「養護相談（虐待を除く）」が323件（+9.8%）、「障害相談」が300件（+4.3%）増加したのに対し、それ以外の相談種別は減少しています。

#### 相談対応件数

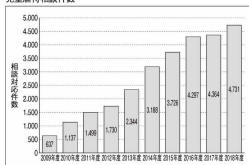


## 2. 虐待相談の状況

### (1) 相談件数

虐待に関する相談対応件数は、前年度の4,364件から367件（+8.4%）増加し、4,731件となっています。

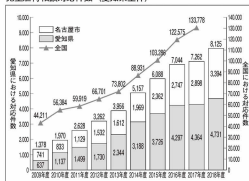
#### 児童虐待相談件数



### 【参考】

名古屋市を含めた県全域における児童虐待相談対応件数は、8,125件（愛知県4,731件、名古屋市3,394件）となっています。

#### 児童虐待相談対応件数（愛知県全体）



### (2) 虐待通報の経路

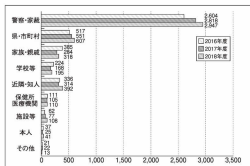
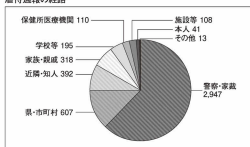
「警察・家裁」が2,947件（62.3%）と最も多く、以下、市町村や児童委員などの「県・市町村」が607件（12.8%）、「近隣・知人」392件（8.3%）の順となっています。

前年度に引き続き、「警察」からの通報が増加しており、前年度から129件（+4.6%）増加しました。



これはDVを子どもに見せるなどの心理的虐待に関する通報の増加によるものです。

虐待通報の経路

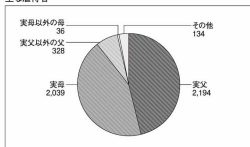


### (3) 主な虐待者

児童の「実父」が2,194件（46.4%）で、以下、「実母」2,039件（43.1%）、「実父以外の父」328件（6.9%）の順になっています。

実父母は合計で4,233件（89.5%）となり、全体の9割近くを占めています。

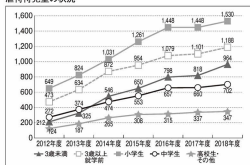
主な虐待者



### (4) 被虐待児童の状況

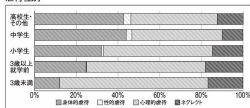
年齢層別にみますと、「小学生」が1,530件（32.3%）と最も多く、以下、「3歳以上就学前」1,188件（25.1%）、「3歳未満」964件（20.4%）の順になっています。

虐待児童の状況



虐待種別でみますと、「3歳未満」から「小学生」までの年齢で「心理的虐待」が最も多く、「中学生」、「高校生・その他」の年齢では「身体的虐待」が最も多くなっています。

虐待種別



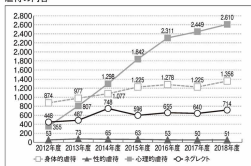
### (5) 虐待の内容

子どもに対する暴言や、DVを子どもに見せることなどにより心理的外傷を与える「心理的虐待」2,610件（55.2%）が最も多く、以下、暴行を加える「身体的虐待」1,356件（28.7%）、保護者の怠慢や育児放棄などの「ネグレクト」714件（15.1%）の順となっています。

前年度に引き続き、「心理的虐待」が最も増加しており、平成30年度も「心理的虐待」が虐待相談の半数を超えました。



## 虐待の内容



## (6) 一時保護の実施状況

虐待に関する相談4,731件のうち、1,159件(24.5%)は、児童の安全確保のために一時保護を行っています。

前年度と比較しますと、一時保護の件数は212件(+22.4%)増加しています。また、虐待相談対応件数のうち一時保護を実施した割合は2.8ポイント増とはほぼ横ばいです。

## 一時保護の実施状況



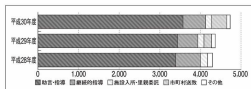
## (7) 対応状況

虐待で対応した事案のうち、在宅で指導を行った件数は4,125件(87.2%)で、その内訳は、数回程度(おおむね3回以下)の助言や指導を与える「助言・指導」が3,572件(75.5%)、一定期間継続して面接指導を実施する「継続的指導」が553件(11.7%)となっています。なお、平成29年度から虐待事案が適切な機関において対応されるよう、児童相談所から市町村に事案を送致する「市町村送致」を実施しており、平成30年度は384件(8.1%)の事案を市町村に送致しました。

前年度と比べ、「市町村送致」が197件(+105.3%)、「助言・指導」が135件(+3.9%)、「継続的指導」が54件(+10.8%)増加していますが、「施設入所・里親委託」は11件(-7.3%)減少しています。

## 対応状況

年度	在宅指導		施設入所・里親委託	市町村送致	その他	合計	
	助言・指導	継続的指導					
平成30年度	4,125	3,572	553	140	384	82	4,731
平成29年度	3,936	3,437	499	151	187	90	4,364
平成28年度	4,003	3,389	614	173	-	121	4,297





## Ⅱ 平成30（2018）年度児童虐待防止に関する取組の実施状況

（要約）

### 児童虐待防止対策の推進

#### 1. 児童相談センターの体制の強化

- 専門職員を増員  
（児童福祉司4人、児童心理司9人、保健師3人）
- 児童虐待対応の介護士による相談を実施
- 被虐待児家庭復帰支援員を児童相談センター9カ所に配置し、被虐待児童の家庭復帰と家族再統合のために調整、児童及び保護者の心理的評価、治療、家族関係の調整等を実施
- 児童虐待に専門的な知識を有する法医学専門医師2人が、児童の障害について、鑑別診断したり職員に助言、指導
- 専門の精神科医師4人が、虐待を行った保護者等に対するカウンセリングや職員に保護者指導上のアドバイス等を実施
- 一時保護所に心理職員4人を配置

#### 2. 市町村への支援

- 市町村の児童虐待相談体制強化に係る検討会
- 要保護児童対策地域協議会の職員等への研修会を6回実施
- NPOと連携し、幼・小・中学校教員、保育士等を対象に虐待についての基本的な知識・対応について研修

#### 3. 関係機関等との連携の推進

- 愛知県要保護児童対策協議会の開催
- 各児童相談センターで、児童虐待の早期発見・早期対応や困難事例に対応するための会議を19回開催
- 児童相談所と警察との情報共有に関する協定の締結  
・「重篤事案」は、速やかに警察に情報提供する  
情報提供件数 5,299件（うち、速報件数 107件）
- 警察との合同訓練実施

- 教育・保育機関向けの児童虐待対応マニュアルの改訂
- 児童虐待対応の拠点病院を中心として、医療機関間のネットワークを構築。拠点病院（委託先）：あいち小児保健医療総合センター 中核病院 県内14医療機関

#### 4. 相談体制の整備

- 児童虐待防止啓発事業「オレンジリボンキャンペーン」
- 家庭支援電話相談事業「子ども・家庭110番」  
子どもや子育てに関する悩みや問題等に対して、家庭支援相談員2人が電話相談
  - 相談専用電話番号：052-953-4152
  - 相談日および相談時間：月～金、9時から17時まで（土日、祝日、年末年始を除く）
- 妊娠電話相談「女性の健康なんでも相談」
  - 愛知県女性健康支援センター、妊娠・出産などの相談事業を実施  
相談専用電話番号：090-1412-1138
  - 月～土、13時30分から16時30分まで  
（日、祝日、12/25～1/5、8/13～15を除く）

#### ○休日・夜間相談体制強化事業

- 児童相談所全国共通ダイヤル（189）の電話相談を実施
- 平日夜間：17時30分から翌朝8時45分  
土日・休日：0時～24時 相談件数 744件



## 社会的養護体制の充実

### 1. 家庭的養護の推進

#### ■ 里親委託等の推進

##### ○ 里親登録等の状況

(平成30年度末 名古屋市を除く)

区分	全体 (実名報告)	区分			
		養育里親 ※1	専門里親 ※2	親族里親 ※3	養子縁組 里親※4
認定及び登録里親数 (世帯数)	415	405	25	4	266
児童が委託されている里親数 (世帯数)	105	72	11	3	22

- ※1 養育里親：さまざまな事情により家族と暮らせない子どもを一定期間、自分の家庭で養育する里親  
 ※2 専門里親：養育里親のうち虐待、非行、障害などの理由により専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親  
 ※3 親族里親：実親が死亡、行方不明等により養育できない場合に、祖父母などの親族が子どもを養育する里親  
 ※4 養子縁組里親：養子縁組によって養親となることを希望する里親  
 ※全体数は、重複登録している里親がいるため、内訳数の計と一致しない  
 ※全体数は、重複登録している里親へ児童が委託されているため、内訳数の計と一致しない

#### ■ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）

(平成30年度末 名古屋市を除く)

事業所数	定員	入所		退所		年度末在籍	
		措置人数	その他	措置人数	その他	措置人数	その他
8	48	1	0	2	0	33	0

- 児童相談センターに里親等委託調整員2人を配置  
 ○ 児童相談センターに各2人の里親等相談支援員及び心理訪問支援員の配置  
 ○ 里親制度普及啓発 里親体験発表会を9回開催  
 ○ 里親養育相互援助事業  
 ・ 里親サロン225回開催、参加里親数 延べ1,883人  
 ○ 里親養育援助事業（里親ヘルパー）  
 延べ51件、時間数 延べ169.3時間



#### ■ 施設養護の充実

##### ○ 県所管児童福祉施設の状態

(平成31年3月1日時点 名古屋市除く)

施設種別	対象	施設数	定員	現員
乳児院	乳児(特に必要な場合は、幼児を含む)	4	109	95
児童養護施設	幼児及び児童	22	1,034	950
児童心理治療施設	社会生活への適応が困難で心理治療及び生活指導を要する児童	2	85	80
児童自立支援施設	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び生活指導等を要する児童	1	64	28
母子生活支援施設	配偶者のない女子(準ずる女子を含む)及びその者の監護すべき児童	5	84	56
自立援助ホーム	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等	4	22	6

##### ○ 施設入所児童支援推進委員会の開催

- 一時保護委託施設支援事業：施設へ一時保護委託した場合、委託費に含まれない教材費等や、委託の際に必要な健康診断等に係る費用を施設に助成—委託時支度金(1人3,240円)1,157人

##### ○ 児童養護施設等環境改善事業

- 対象5カ所(児童養護施設1、母子生活支援施設1、ファミリーホーム1、里親2)

#### ■ 自立支援の充実

- 自立援助ホームの活用：義務教育終了後、児童養護施設等を退所し、就職する児童等に対し、共同生活を営む住居(自立援助ホーム)において、相談その他の日常生活上の援助および生活指導並びに就業を支援—県措置児童数14人  
 ○ 児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業  
 ○ 社会的養護自立支援事業：18歳到達等により児童養護施設等を措置解除された者に引き続き自立のための支援を継続するため、児童養護施設等に対して助成—対象者4人

#### ■ 大学生入学準備金支給費

- 児童養護施設等に入所する児童の大学等に進学する際の経済的負担を軽減するため、進学に要する費用に対して準備金を支給—支給決定児童数11人



## 児童相談所における相談対応

～施設との連携を中心に～

中央児童・障害者相談センター 企画・児童指導課長 井上 香奈子

### 1. 児童相談所の役割

児童相談所は、子どもや家庭などからの相談に応じ、子どもの真のニーズを把握し、最も効果的な援助を行い、子どもの福祉の向上と権利擁護を図るために設置された機関であり、その基本的な機能として、①市町村に対して助言等を行う援助機能、②子どもや家庭などからの相談に応じる機能、③一時保護機能、④措置機能を有しています。

支援の過程の中で必要に応じて子どもを家庭から離して保護する機能が③一時保護機能と④措置機能となります。その場合、子どもを養育する役割を担うのは児童福祉施設や里親等となります。

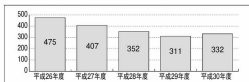
一時保護、措置とも児童福祉法に基づいて行う行政処分であり、児童相談所特有の機能となります。

### 2. 措置機能について

児童福祉施設等への入所措置は、一般に「相談～調査・診断～判定～（一時保護）～援助～終結」と続く一連の相談援助活動の一環であり、慎重な判定に基づき行われます。入所中には、安全で安心な家庭での養育を目指し、児童相談所は児童福祉施設等と連携を図り、子どもと家庭への支援を行いません。

愛知県における措置児童数は、近年の児童養護施設の小規模化による定員削減の影響を受け、やや減少傾向にあります。

図 県所管児相による施設入所件数の推移



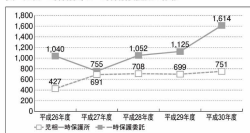
### 3. 一時保護機能について

児童相談所は児童福祉法第33条に基づき、児童相談

所長が必要と判断した場合、子どもを家庭から離して一時保護することができます。

一時保護には、児童相談所に付帯されている一時保護所と児童福祉施設や里親等への一時保護委託があります。近年、児童虐待通告件数の増加に伴い、一時保護件数も増えています。平成27年度に県所管の2カ所目の一時保護所が開設したため、一時保護委託件数は減少しましたが、一時保護件数の増加に伴い、翌年からはまた増加に転じました。児童福祉施設は、一時保護の受け皿としての機能も期待されています。

表 児相一時保護所と一時保護委託数の推移



### 4. これからの連携について

児童福祉施設は、措置された児童の長期的な養育に加えて、今後は更なる多機能化と高機能化が求められています。

具体的には、施設がこれまで培ってきた要保護児童の養育に関する専門的な知見を用いて、家庭養護の担い手である里親等を支援するフォスティング業務やよりケアニーズが高い子どもへの支援、一時保護児童への対応などさまざまな分野の難しい課題に取り組んでいくこととなります。

これらの課題は児童相談所にも共通しており、児童福祉施設と児童相談所とはそれぞれの専門性を活かし、常に連携し、子どもの最大限の利益を守る機関としての役割を果たしていく必要があります。